

令和 8 年度福岡県脱炭素化人材育成事業実施業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度福岡県脱炭素化人材育成事業実施業務

2 趣旨

県内事業者を対象に、環境経営について先進企業の事例紹介を行う「経営者向け講座」や空調、照明などの機器の運用改善手法に関する「技術者向け講座」、国の県の補助金活用に向けた工場、運輸、ビルなど業種別の「補助金講座」などの各種講座を実施し、業務部門の脱炭素化を推進する。

3 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 各種講座等の企画・実施

講座等の企画内容（開催時期、開催場所、講義内容、講義時間等）は、原則として別表のとおりとし、県内事業者の課題やニーズを踏まえ、県内事業所における脱炭素化がより促進されるような内容となるよう工夫すること。

具体的な企画内容や、会場の手配、受講者の募集・管理、当日の運営等の分担は、別途福岡県と受託者との協議の上決定する。

(2) 案内チラシ原稿の作成

各講座等の案内チラシについては、原則として各講座等実施の概ね 2 か月前までに原稿を作成し、電子データを福岡県に提出すること。

(3) テキスト原稿の作成

講座に用いる専用テキストについては、原則として各講座実施の 1 週間前までに電子データを福岡県に提出すること。

また、テキストの内容、分量及び体裁等について、福岡県との調整を適宜行うこと。

なお、テキスト原稿を外部に公表する場合は、あらかじめ作成者の許可を得ること。

(4) カーボン・オフセットの実施

原則として、実施する講座については、開催に伴い排出される二酸化炭素を対象としてカーボン・オフセットを実施すること。

(5) 業務完了の報告

全ての業務が完了した後、福岡県に対し実績報告を行うこと。

なお、報告書の様式については、福岡県と協議の上決定すること。

5 留意事項

(1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため、福岡県との連絡調整を緊密に行うこと。

(2) 福岡県が本業務に関して行う事務について、専門的観点から助言又は情報提供を行い、業務の円滑な実施に協力すること。

(3) 受託者は、業務履行により知り得た情報を漏洩してはならないこと。

(4) この仕様書に定めのない事項等に関して疑義が生じた場合は、県と受託者との協議の上、定めるものとする。

別表

区分	回数等	時期	場所	内容	講義時間
経営者向け講座	2回	6～9月頃	福岡市内1回 及び 北九州市内1回	脱炭素化に関する経営者の意識改革を図るための講座を開催 (内容) ・環境経営 (SDGs や ESG 投資) に取り組むメリット、社内推進体制の整備方法 ・各種省エネ手法 (運用改善、国の補助制度・ESCO 事業の活用) のポイント等 ・事例紹介 (補助金を活用した設備投資による省エネや既存設備の運用改善による省エネ等) 等	4時間程度
技術者向け講座	2回	11～2月頃	福岡市内1回 及び 北九州市内1回	各種機器・設備の運用改善手法等に関する技術者等の理解向上を図る講座を開催 ・機器・設備は、空調・照明、ボイラ、ポンプ、コンプレッサ、モータ・変圧器、設備の計測・見える化 等を想定 ・事例紹介 (既存設備の運用改善による省エネ等)	各回毎、2～3分野を選定の上、分野毎に時間を分けて1日で実施。 1分野当り1～2時間程度
補助金講座	2回	9～2月頃	福岡市内1回 及び 北九州市内1回	国の補助金活用に向けた業種別 (工場・ビル・運輸等を想定) の講座を開催 (内容) ・補助金制度の解説や概算要求の状況、申請のための準備、ポイント等 ・補助金活用のスケジュール例の紹介等 ・事例紹介 (補助金を活用した設備投資による省エネ等)	3～4時間程度
ZEB 見学会	1回	9月～2月	福岡県内	ZEB の現場視察による、ZEB の補助金活用に向けた見学会	2時間程度

注1) 原則としてこの表のとおりとし、県内事業者の省エネ等に係る課題やニーズを踏まえ、県内事業所における脱炭素化がより促進されるような内容となるよう工夫すること。

注2) 各講座等の実施時期、場所、内容及び講師等の人選については、別途県と受託者との協議の上決定する。

注3) 会場の手配 (予約、支払い等)、受講者の募集・管理、当日の運営 (受付、司会等) の分担については、別途県と受託者との協議の上決定する。ただし、講師・事例発表者の手配 (候補者の選定、依頼、謝金の支払い等) は全て受託者が行う。